

# 芝山町学校給食センター整備基本計画

令和6年3月

芝山町教育委員会

# 目 次

<b>1 基本事項の整理</b>	
1-1 給食センターの現状	1
1-2 児童・生徒数の推移と将来予測	3
1-3 業務内容と施設機能について	5
<b>2 施設機能の検討</b>	
2-1 調理機能の設定	8
2-2 管理機能	9
2-3 情報提供機能	11
2-4 災害時の利活用	12
2-5 環境への配慮	12
<b>3 建設候補地の比較検討・選定</b>	
下記建設候補地の比較・検討表による	13
3-1 芝山小学校敷地内	14
3-2 芝山中学校敷地内	15
3-3 芝山工業団地公園	16
<b>4 施設整備計画・建設計画の検討</b>	
4-1 調理施設の配置検討	18
4-2 駐車場の配置検討	18
4-3 新施設平面計画案	19
<b>5 配送計画の検討</b>	
5-1 建設候補地から配食校への配送計画	22
<b>6 事業手法の整理</b>	
6-1 整備・運営手法の整理	25

## 1 基本事項の整理

### 1-1 給食センターの現状

現在の学校給食センターの概要

- 1) 所在地 : 芝山町小池2700番地51
- 2) 敷地面積 : 3,000㎡
- 3) 用途地域 : 工業専用地域
- 4) 主要構造 : 鉄筋コンクリート造平家建て
- 5) 延床面積 : 700.23㎡
- 6) 建築年 : 昭和46年
- 7) 供用開始 : 昭和58年4月(昭和57年度:改修工事施工)
- 8) 対象校 : 小学校1校、中学校1校(計2校)
- 9) 給食数 : 506食/日(令和5年4月1日現在)
- 10) 運営方法 : 調理・配送業務は民間委託(平成19年4月より)

#### 1-1-1 施設の劣化状況

芝山町では、教育施設整備について今後の基本的な整備方針を定めるため、平成30年11月に各施設の現地調査を実施し、協議検討を重ね「芝山町学校教育施設等のあり方検討」及び「学校教育施設等の長寿命化計画」(個別施設計画)を策定しました。

この調査結果報告によると、学校給食センターは老朽化により施設の健全度は学校教育施設の中で最も低い評価となっています。

□総評

築年数に応じて構造部材・非構造部材ともに老朽化しており、相応の劣化がみられます。

□部位別評価

劣化状況評価: 屋根・屋上D、外壁D、内部仕上げC、電気設備B、機械設備C

現施設の厨房内は、改修工事により概ね良好な状況ですが、屋根、外壁、内部、設備関係に重度の劣化が見られ、施設の健全度は**100点満点中34点**とかなり低い値となっており、一部においては安全性に問題が生じかねない構造部材も見られることから、局所的に早急の対策を施すか、施設全体としての抜本的な対策が求められる状態となっています。

学校給食センターの建物は、老朽化が進行しており、現在地での建替えは敷地が狭く困難なため、新たな用地で早期に整備する必要があるとなっています。

## 1-1-2 現給食センターの課題

### (1) 施設の老朽化

現在の施設は、建築から50年以上が経過し、建物の構造部材及び非構造部材共に老朽化が進んでおり、施設内諸室の配置等においても「学校給食衛生管理基準」を満たしておらず、安全性に問題がある状況にあります。

### (2) 学校給食衛生管理基準の遵守

現施設は、「学校給食衛生管理基準」に定められた「汚染作業区域・非汚染作業区域等の明確な区分け」、「ドライシステムの導入」、「一方通行の動線確保」などが必要となりますが、現在の施設を改修することでの実現は困難であるため、できる範囲で運営を工夫することにより対応しています。

### (3) 食育の推進

学校給食センターにおける食育の推進は、調理状況の見学や研修室における食に関する授業、調理体験などが挙げられますが、現在の施設ではこれらの事業実施は難しく、新しい施設における対応が期待されます。

### (4) 食物アレルギーへの対応

食物アレルギー等のある児童生徒に対しては、校内において校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校医等による指導体制を整備し、保護者や主治医との連携を図りつつ、可能な限り、個々の児童生徒の状況に応じた対応に努めること(平成21年4月文部科学省)とされているが、現施設ではアレルギー対応食用の専用スペースが無く、満足に対応できない状況です。

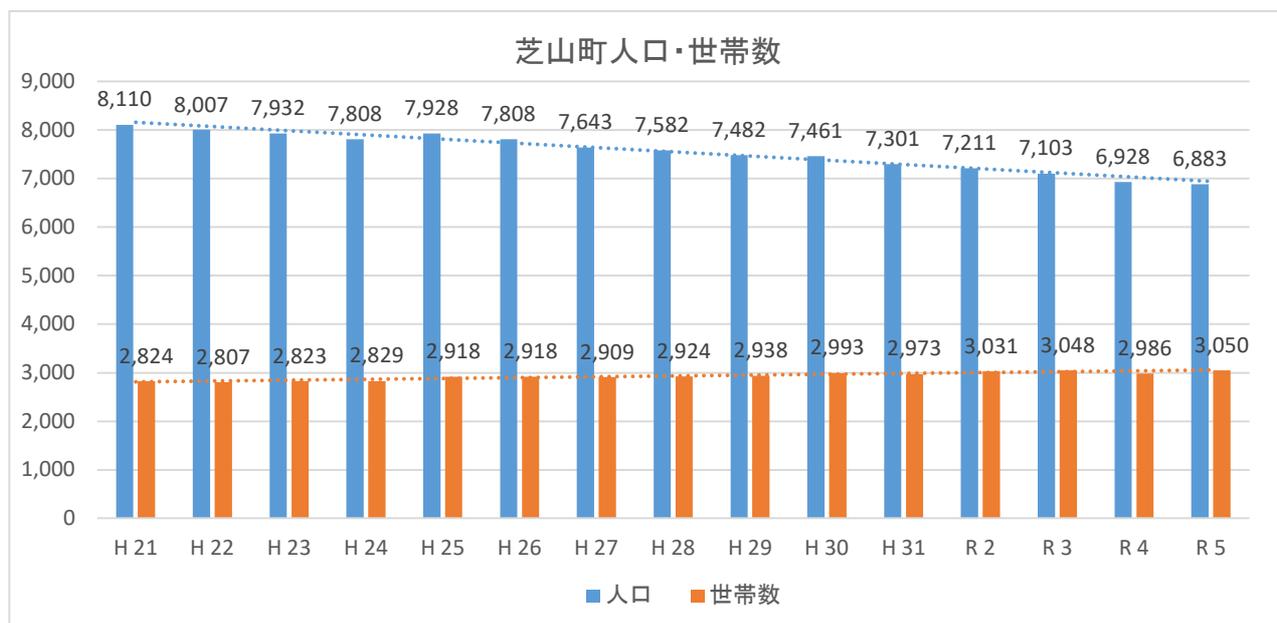
### (5) ドライシステムの導入

ドライシステムとは、調理室の床面を水で濡らさずに常に乾いた状態で調理や洗浄作業を行う仕組みです。ドライシステムの導入により、調理室の床面を乾いた状態で使用することで、湿度の上昇を抑えることができるため、害虫や細菌の繁殖を抑えることができます。

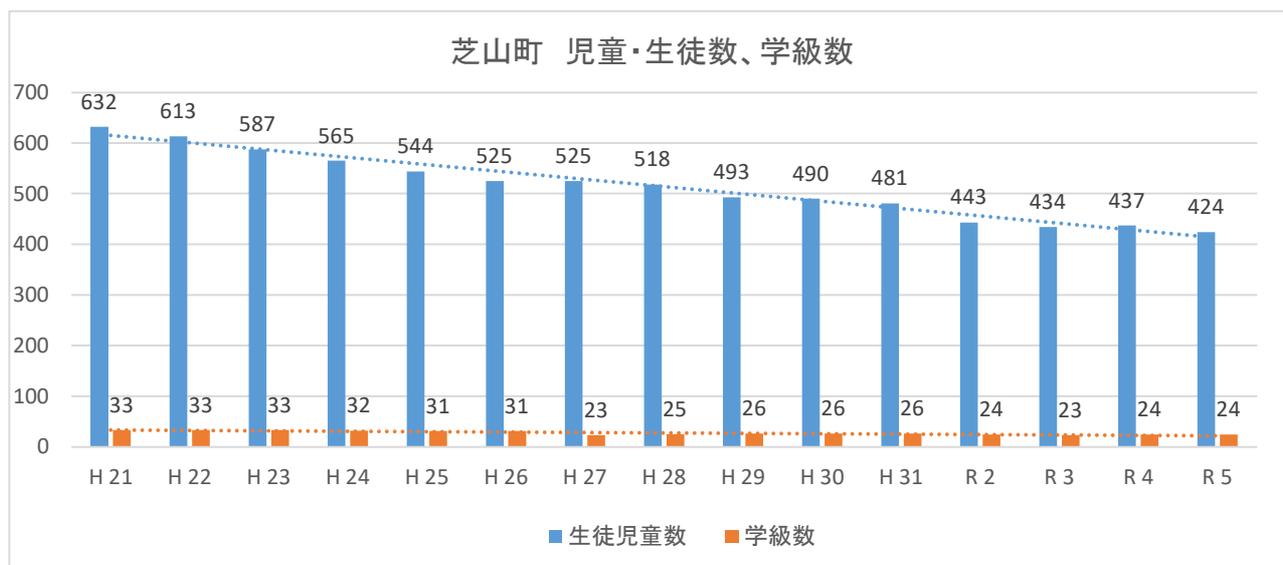
また、床面からの跳ね水による食材への二次汚染の防止が図られるなど、食中毒の発生要因が減少し、衛生管理が徹底されることとなります。

## 1-2 児童・生徒数の推移と将来予測

1-2-1 芝山町の最近の人口・世帯数・児童生徒数・学級数は下記のとおりです。



注.図中の数値は4月1日時点を示す



注.図中の数値は4月1日時点を示す

芝山町の平成21年～令和5年まで(15年間)の人口等の動向は下記のとおりです。

- (1) 町人口は減少を続けており、1,227人減(15.1%減)の6,883人となっています。
- (2) 町世帯数は増加しており、約226世帯増(8.0%増)の約3,050世帯となっています。  
町人口は減少し、世帯数は増加しているため核家族化が進んでいると推測されます。
- (3) 町児童生徒数は減少を続けており、約208人減(約32.9%減)の424人となっています。  
町人口の減少とともに、児童・生徒数が減少しています。
- (4) 町学級数は減少しており、9学級減(27.3%減)の24学級となっていますが、平成27年度小学校統合以降と比較すると特別支援学級が増加しています。

平成27年度以降は、小中学校共に通常学級は1学年あたり平均2学級で、この他に特別支援学級となっています。

## 1-2-2 今後の予測

芝山町人口ビジョン改訂版(令和2年3月芝山町企画空港政策課)によると、人口の将来展望は、出生率の向上と転出の抑制及び転入を推進し、成田空港の更なる機能強化や圏央道の整備に伴う空港関連就業者の定住促進により、社会増を目指すこととなっています。

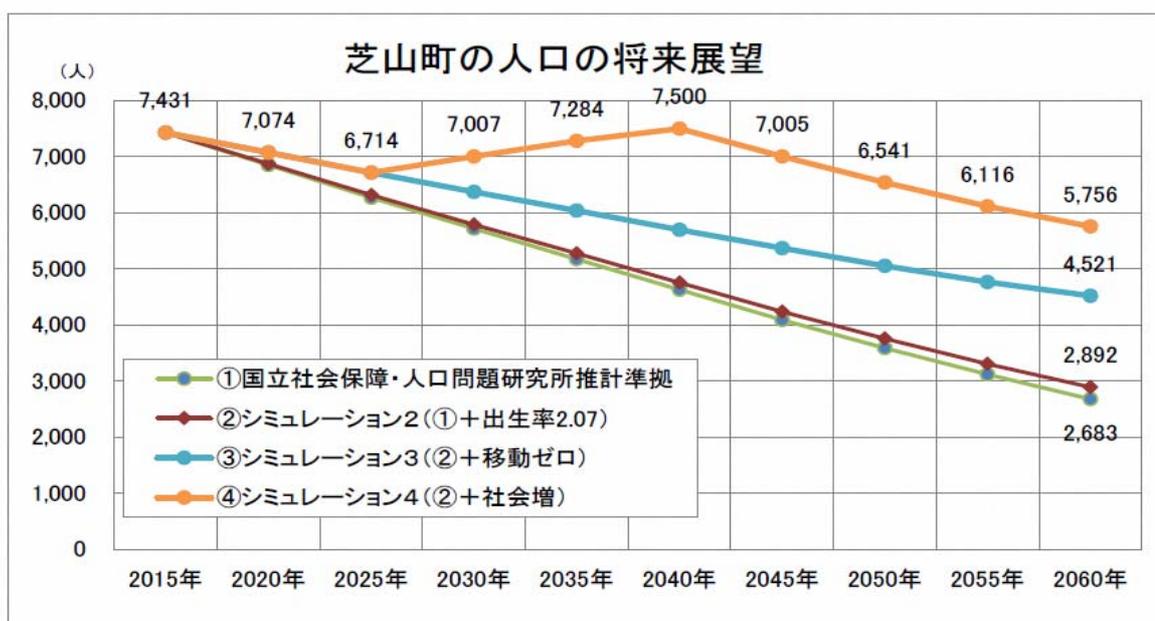
町のシュミレーションでは、令和22年(2040年)時点で約1,500人の社会増となり、7,500人を確保するとともに、令和42年(2060年)時点で5,700人を維持することを目指しています。

上記予測に、現在までの各率(平均)を加味すると下記となります。

	人口	世帯数	児童・生徒数	学級数
令和22年	7,500	2,914	511	27
令和42年	5,700	2,214	388	21

将来の人口は令和22年(2040年)以降は7,500人を上回ることがない予測となっています。学校給食数の検討にあたっては令和22年の人口をピークと考え、これを基準と致します。

芝山町人口ビジョン(改訂版)の「人口の将来展望グラフ」より



### 1-2-3 給食数の設定

給食数は、「芝山町人口ビジョン」改訂版より令和22年の人口から推定します。

小中学校児童・生徒数=511人、学級数=27学級を実数とします。

(平成17年から令和5年の各平均値より率を算定)

教職員数は学級数がほぼ変わらない見込みのため、令和5年度の教職員数とします。

小中学校教職員数=71人を実数とします。

(教職員数には給食センター職員等を含む)

学校給食数は、児童・生徒数+教職員数とします。

学校給食数=511+71=582食

給食数=600食

## 1-3 業務内容と施設機能について

### 1-3-1 学校給食の目標

学校給食法は、昭和29年に制定され、学校給食の普及充実に大きな役割を果たしてきました。現在では、その目的が「栄養補給」から「食育の推進」の考え方を含めたものへと変化しています。

学校給食は、施設・設備の整備や運営に要する経費は自治体が費用を負担し、食材費は給食費として保護者が負担することが基本となっています。

また、学校給食は単に給食を提供するだけでなく、健全な食生活の判断力を培い、望ましい食生活を養うこと、明るい社交性及び協同の精神を養うこと、自然の恩恵の理解・生命及び自然を尊重・環境保全に寄与する態度を養うこと、食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることの理解と勤労を重んずる態度を養うこと、地域の伝統的な食文化の理解、食料の生産・流通・消費について正しい理解に導くこと(学校給食法第2条)、そして安定的に安全・安心な学校給食の提供を目標としています。

### 1-3-2 給食の多用途化と施設

学校給食は町の事業となりますので、将来の人口予測を踏まえて余裕を持った施設規模が必要と考えます。

学校教育法の目標でもある食文化や食料の生産・流通・消費の理解を深めるため、給食センターでの見学や、栄養教職員その他専門家から直接話が聞ける研修室などの環境整備も必要と考えます。また、近年は学校の調理室を開放した調理教室も開催されています。

これは児童・生徒のみでなく、町民希望者にも広めて将来の給食のあり方などを考える場所であって欲しいと思います。

学校給食の実施方式は、主に3タイプあり、各方式の特徴と概要は下記のとおりです。

(1) 自校方式

→各学校に調理場を設置・提供するため、きめ細やかな対応が可能である。

→各学校への施設整備費や運営・維持管理費に多額な経費を要する。

(2) 親子方式

→親となる学校に調理場を設置するため、親校の配送経費は不要である。

→建築基準法上の工場に該当するため、建設可能な用地に注意が必要である。

(3) センター方式

→施設整備費や維持管理費等において経済的であり、情報の一元化に適している。

→建築基準法上の工場に該当するため、建設可能な用地に注意が必要である。

各学校に調理場を設ける自校方式は、食育の推進においては望ましい環境ですが、施設整備費や維持管理費等が多額になることが予想されます。

また、親子方式の場合は建設可能な用地について建築基準法上の制限があり、配送経費についても現状と概ね同様であると予測されます。

以上のことから、新たな給食施設は自校方式の利点である食育の推進等を取り入れた上で、現状と同じ「センター方式」とすることが望ましいと思われれます。

## 2 施設機能の検討

「学校給食衛生管理基準」(文部科学省)の概要は下記のとおりです。

### (1) 総則

学校給食実施者は必要に応じて保健所の協力、助言及び援助を受けつつ、HACCPの考え方に基づき学校給食調理場、受配校の施設・設備、食品の取扱い、調理作業、衛生管理体制等について、実態把握に努め、衛生管理上の問題がある場合には、学校医又は学校薬剤師の協力を得て速やかに改善措置を図ること

### (2) 学校給食施設及び設備の整備及び管理に係る衛生管理基準

・学校給食施設 ・学校給食設備 ・学校給食施設及び設備の衛生管理

### (3) 調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準

・献立作成 ・学校給食用食品の購入 ・食品の検収 ・保管等  
 ・調理過程 ・配送及び配食 ・検食及び保存食等

### (4) 衛生管理体制に係る衛生管理基準

・衛生管理体制 ・学校給食従事者の衛生管理 ・学校給食従事者の健康管理  
 ・食中毒の集団発生の際の措置

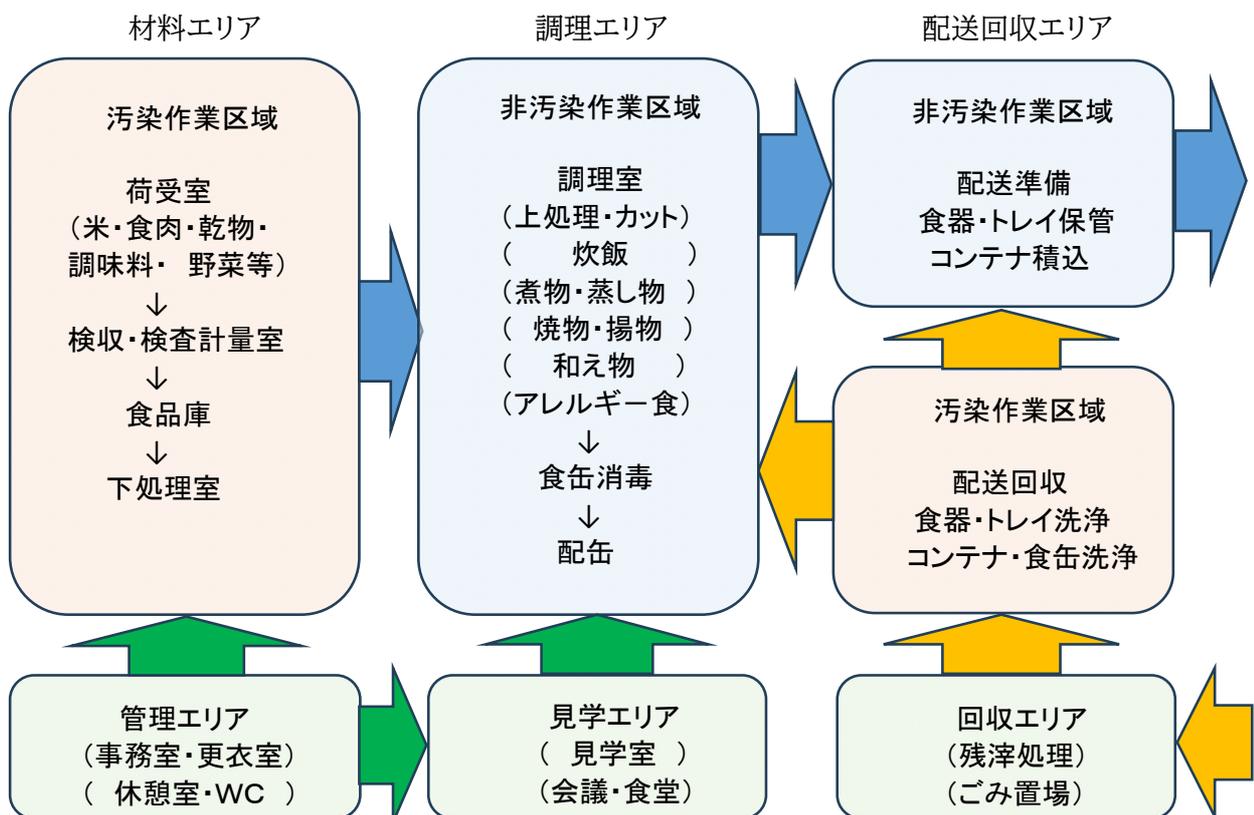
### (5) 日常及び臨時の衛生検査

・衛生管理維持改善のための日常点検  
 ・学校給食の臨時衛生検査(感染症・食中毒、風水害等発生時など)

### (6) 雑則

・本基準に基づく記録は1年間保存

給食センターの機能模式図



## 給食センターの機能模式図の説明

HACCPの概念に基づき、材料・調理・配送回収エリアに大別します

- ・汚染作業区域(荷受け、下処理等)と非汚染作業区域(調理室、洗浄後の食缶を取り扱うエリア等)その他の区域(事務室、更衣室等)は明確に部屋単位で区分した構造が必要です。
- ・非汚染作業区域は靴や服装を替え、入室前の手洗い・消毒・エアカーテン等の洗浄設備が必要です。
- ・温度管理・施設管理・従業員のための管理エリアが必要です。
- ・食育や広報・研修・会議のための見学エリアが必要です。
- ・コンテナの搬入・残滓処理等の回収エリアが必要です。
- ・食品の保管庫は、洗剤等を保管する場所と分け、専用の部屋が必要です。

## 2-1 調理機能の設定

### 2-1-1 調理種別

- ・食材調理の効率化を図り、アレルギー対応食の導入を考慮します。
- ・献立は、主食(ご飯・パン・麺)と副食(主菜・副菜・汁物等)と飲み物(牛乳)を基本とし、季節や行事に合わせて果物やデザートを組み合わせて提供します。
- ・地場産品である「芝山町産コシヒカリ」を使用した週4回の米飯給食を継続するための炊飯設備を設置します。

### 2-1-2 ライン

- ・給食調理及び食品の流れは交差のないワンウェイ(一方通行)の動線とします。
- ・食物アレルギー対応食は一般工程と混同しないよう、食物アレルギー対応食専用の調理室を設けることが望ましいと思われれます。

### 2-1-3 提供時間

- ・提供時間は、学校給食衛生管理基準により、調理後2時間以内に給食できることです。
- ・配送・児童生徒の配食時間を考慮し、短時間での調理作業工程が必要となります。
- ・調理後の食品は、適切な温度管理を行い、短時間配送に努めます。

### 2-1-4 ドライシステム

- ・すべての調理機器からの排水が機器等に接続される排水管を通して流す、ドライシステムを導入します。また、シンクや釜ふた等の設備についても、水が床に落ちないようにするため、ドライシステム対応の設備を整備します。

### 2-1-5 空調機器

- ・調理エリアの適切な温度及び湿度環境を維持するため、経済的で効率的な空調機器を導入し、適正な施設の運用を図ります。

### 2-1-6 調理機器

- ・限られた時間で調理を実施することから、適切な機能を有した、操作性と作業安全性に優れた機器を導入します。
- ・清掃・分解・洗浄が容易にできる、サニタリー性に優れた機器を導入します。

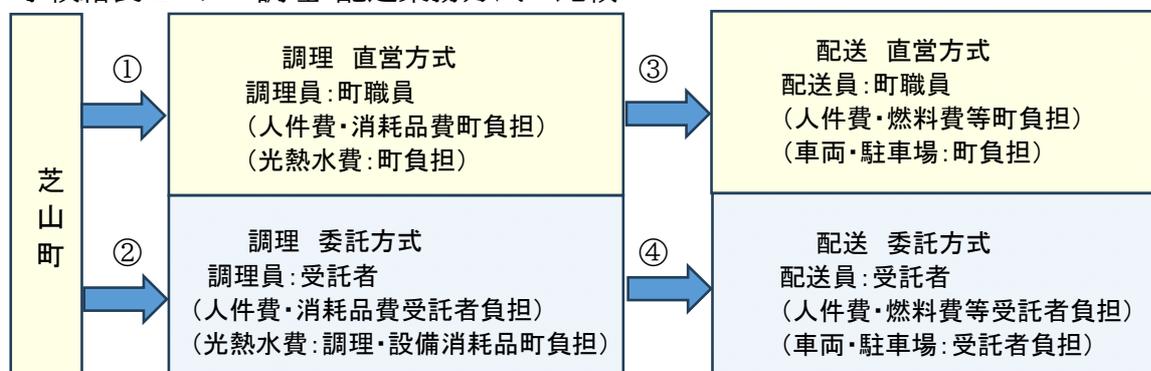
## 2-2 管理機能

### 2-2-1 管理運営

学校給食センターは現在町が管理運営しています。

調理業務と配送業務について【直営方式】と【委託方式】を比較検討します。

#### 学校給食センター調理・配送業務方式の比較



#### 学校給食の調理・配送業務について直営又は委託とするかの検討

##### 調理業務に関する 比較表

	項目	① 調理 直営方式	② 調理 委託方式
メリット	責任の所在	○ 役割分担・指示系統が明白	—
	町・学校との連携	○ 調理員に直接指示が可能	—
	技術の継続性	△ 経験に基づく技術の蓄積	△ 民間のノウハウを活かせる
	人員管理事務	—	○ 調理員調整事務負担が減少
	食数変更等対応	—	○ 食数変動に伴う調理員調整が容易
	業務の安定性の確保	○ 町職員のため安定性あり	—
	効率的な運用	—	○ 自主的に効率化運用を提案
	人件費・消耗品費・コスト	△ コスト管理が容易	○ 契約上の予算で対応できる
デメリット	責任の所在	—	× 責任は委託会社経由
	町・学校との連携	—	△ 指示は委託会社経由
	技術の継続性	△ 新技術導入が難しい	—
	人員管理事務	× 調理員調整事務負担が増加	—
	食数変更等対応	× 食数変動に伴う調理員調整が難しい	—
	業務の安定性の確保	—	× 受託会社資質に左右される
	効率的な運用	△ 人員不足等で効率化が難しい	—
	人件費・消耗品費・コスト	△ 人件費等コスト削減が難しい	△ 物価高騰の際は契約変更の対応

##### 配送業務に関する 比較表

	項目	③ 配送 直営方式	④ 配送 委託方式
メリット	責任の所在	○ 役割分担・指示系統が明白	—
	町・学校との連携	○ 配送員に直接指示が可能	—
	配送人員管理事務	—	○ 配送員調整事務負担が減少
	安全対策	△ 安全対策の指示が容易	—
	燃料・消耗品費	△ コスト管理が容易	△ 契約上の予算で対応可能
	車両管理	△ 状況把握が容易	○ 受託者の車両であり管理不要
	駐車場	—	○ 受託者が準備する
デメリット	責任の所在	—	× 責任は受託会社経由
	町・学校との連携	—	△ 指示は受託会社経由
	配送人員管理事務	× 配送員管理調整事務が増加	—
	安全対策	—	× 委託契約条項限定となりやすい
	燃料・消耗品費	△ 物価高騰による変動調整が難しい	—
	車両管理	× 車両維持管理の事務が増加	—
駐車場	× 配送車専用駐車場が必要	—	

業務運営方式の特徴と概要は次のとおりです。

#### 【直営】調理の場合

- ・メリットは責任の所在が明確で、町・学校との連携がよいこと、業務の安定性があること等
- ・デメリットは町職員扱いで人員増・人件費高、食数変動の対応が困難、事務負担増等
- ・衛生管理など専門的知識を町で有する必要があるため、衛生指導、研修等も町で行う

#### 【委託】調理の場合

- ・メリットは人員調整や食数変動対応不必要、契約上の予算でコスト安等
- ・デメリットは責任の所在が会社経由、業務の安定性は委託会社の資質に左右される等

#### 【直営】配送の場合

- ・メリットは責任の所在(指揮系統)が明確で、町・学校との連携がよいこと等
- ・デメリットは配送人員増・人件費高、車両維持管理人材及び専用駐車場確保が必要等

#### 【委託】配送の場合

- ・メリットは配送人員調整不必要、契約上の予算でコスト安、専用駐車場不要等
- ・デメリットは責任の所在が会社経由、安全対策が契約の範囲内の可能性等

#### 〈運営方式の考察〉

直営の場合は責任の所在が明確で、業務の安定性が確保されますが、人員管理及び人件費の増加が見込まれます。一方、委託の場合は給食数の変動や業務の効率化が見込まれます。従って、調理・配送業務は実績のある業者を選定することによる、委託方式が適していると思われます。

町としては、委託業者に責任の所在や学校等への連携強化を指導する必要があります。

### 2-2-2 衛生管理

給食センターの機能模式図の説明にあるように、HACCPの主旨に沿った衛生管理に関する基準に基づき、調理・配送・回収業務について感染症や食中毒などに対する徹底した衛生管理が必要です。

そのためには、下記項目を遵守する必要があります。

#### (1) 微生物汚染や金属混入等の危害防止

- ・床はドライ化して、汚染作業区域・非汚染作業区域を明確に分ける
- ・汚染作業区域から非汚染作業区域への材料等搬入はパスボックス等も検討する
- ・雑菌等防止のため、エアシャワーやクリーンルーム、給気口にはフィルター等設置
- ・回収したコンテナ及び作業員等は汚染作業区域から非汚染作業区域へ直接入らない
- ・外部から汚染を受けないような検収室を設ける
- ・廃棄物の保管場所は、適切な場所に設ける

#### (2) 従業者等の移動等に伴う衛生管理

- ・非汚染作業区域入場の前に前室や専用トイレ等を設けて、消毒を徹底する
- ・調理従事者専用トイレは、衛生基準に即した場所に設け、個室の中に手洗い設備を設ける等適切な設備を設置する
- ・適切な箇所に温水が出る等衛生基準に即した手洗い場を設ける

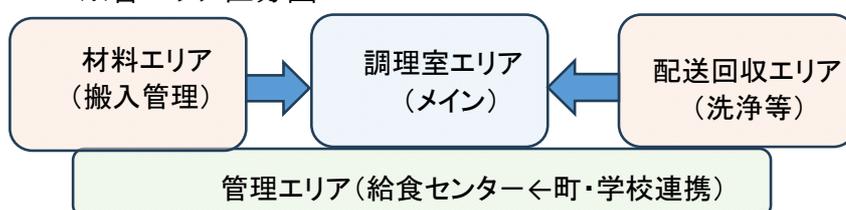
- ・必要な箇所に個人用爪ブラシを設置する
  - ・靴や服装は非汚染作業区域専用のものを着用する。更衣室近接が望ましい
  - ・異物等混入防止のため、指輪や時計等は調理場内に持ち込まない
- (3) その他の衛生(安全)管理
- ・児童生徒が食べる30分前には検食を必ず実施して、その結果を確認する

## 2-3 情報提供機能

### 2-3-1 施設見学

主として調理室の見学となりますが、併せて給食システム全体の流れや衛生環境なども見学できることが望まれます。

※各エリア区分図



- (1) 調理室の工程が実際に見られる見学通路  
衛生上ガラス越しの見学スペースが必要です。又は視聴覚設備等により説明を行います。
- (2) 給食センター全体ラインの工程  
見学通路の設置が困難な場合は、ICT技術を活用した視聴覚設備の設置を検討します。
- (3) 衛生管理上の重要なポイントが説明できるようにします。
- (4) 残滓の処理や廃棄の方法(食べ残しや廃棄物の減量化)を説明できるようにします。

### 2-3-2 食育の推進

食は生活や生命を維持するために最も重要な行為の一つであり、食文化に対する興味や関心を高めるためにも食育活動を推進します。

また、栄養教職員が栄養価や食事のバランスを工夫して作成した献立に基づき児童生徒のために毎日調理・配送業務を担っている方々や生産者の方へ感謝の心を育むためにも、食育の取り組みは重要と考えます。

・食育の取り組みに必要な施設→会議室・研修室・実習室など

- (1) 食材について、地場産品の理解と地産地消への積極的な取り組み
- (2) 児童生徒の健康のための献立づくり
- (3) 集団での食事マナーや感染症対策
- (4) フードロスや廃棄物の減少への取り組み
- (5) 残滓をコンポスト等を利用して肥料に再利用するなどの取り組み

### 2-3-3 情報発信の充実

給食は児童生徒のみでなく保護者との連携が重要です。学校から配布される献立表や給食だより等の媒体に加え、町では現在、「広報しばやま」や芝山町ホームページに給食の献立やレシピ集を掲載していますので、これらを活用した情報発信を充実させる必要があります。

## 2-4 災害時の利活用

### 2-4-1 予想される災害

自然災害には様々な種類がありますが、芝山町に関連する主なものは下記が想定されます。

- (1) 地震(家屋や建造物の損壊・全壊、崖崩れ・地滑り、道路陥没・損壊、停電等)
- (2) 台風・竜巻等の風害(家屋や建造物の損壊・全壊、停電、倒木による交通遮断等)
- (3) 大雨による浸水・洪水(川の氾濫、橋や道路の損壊・交通網遮断等)
- (4) 落雷(感電、火災、停電、通信遮断等)
- (5) 降雪(交通遮断等)

### 2-4-2 災害時の役割

学校給食センターは調理設備があり、食料品もある程度備蓄していることから、災害発生時の炊き出し等の実施が可能と思われます。熱源が確保できない時や限られた熱源での調理や献立についても検討しておく必要があります。

給食センターの建替えにあたって、災害時のみを考えれば、指定避難場所である学校に近接して設置することが望ましいと思われます。

### 2-4-3 災害時の活用

備蓄品の量、内容、消費期限について把握し、管理するため、ガイドライン・マニュアルを作成します。また、備蓄品を活用した献立例を作成し、調理法等と一緒に備蓄品ともに保管しておく、調理員等が不在時でも、食事を提供することができると思われます。

備蓄品は、可能な範囲でアレルギーフリーのものや、調整食など特別な食事を必要とする人への配慮が必要となります。

## 2-5 環境への配慮

地球環境に配慮した施設として、SDGs(持続可能な開発目標)等に基づき、省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備等の導入を図るとともに、臭気・防音対策など環境負荷の低減に取り組みます。

### 3 建設候補地の比較検討

芝山町総合計画など、これまでの計画策定にあたり検討を行ってきた「親子方式」による給食センター建替えの方針を踏まえ、下記の3候補地について比較検討を行います。

3-1 芝山小学校敷地内(芝山町新井田63)

3-2 芝山中学校敷地内(芝山町高田239-1)

3-3 芝山工業団地公園(芝山町小池2700-52)

#### ア 比較する条件等

資料3 候補地比較表参照

比較内容は、法令による制限と各種条件等について比較検討しました。

#### ① 法令による制限等についての比較検討

凡例:○→適又は支障が少ない、△→どちらともいえない、×→不適又は支障がある

	条件	芝山小	芝山中	工業団地	備考
〈1〉	都市計画法(用途地域)	×	○	○	小学校(第1種住居地域)
〈2〉	都市計画法(開発行為)	○	○	○	
〈3〉	都市公園法、芝山町公園条例	○	○	△	工業団地は例規検討
〈4〉	芝山町残土条例	○	○	○	
〈5〉	盛土規制法(大規盛土模造成地)	○	△	△	小学校は大規模盛土無
〈6〉	工場立地法	△	△	△	工業団地給排水規定有
〈7〉	騒音・震動規制法、環境条例	×	△	△	騒音防止基準等
〈8〉	文化財保護法(埋蔵文化財)	×	×	○	小中学校は包蔵地内
〈9〉	土地区画整理法	△	○	○	小学校は区域に隣接
〈10〉	下水道法、水質汚濁防止法	×	○	○	500㎡以上特定施設
〈11〉	水道法	△	△	△	町営水道整備計画中
〈12〉	水防法、河川法	○	△	○	木戸川沿い洪水浸水区域

#### ② 総合的な条件による比較検討

凡例:○→適又は支障が少ない、△→どちらともいえない、×→不適又は支障がある

	条件	芝山小	芝山中	工業団地	備考
〈1〉	立地条件(周辺環境)	○	×	○	道路・造成・環境等
〈2〉	将来計画の影響	△	○	○	小学校は区画整理関連有
〈3〉	敷地の規模・余裕等	×	×	○	学校はグラウンドが狭くなる
〈4〉	インフラ関係	○	○	△	工業団地給排水規定有
〈5〉	給食の配送ルート関係	○	○	○	
〈6〉	給食の食育指導環境等	○	○	△	学校は食育指導に適
〈7〉	衛生環境(HACCP)等	△	△	○	
〈8〉	調理機器・設備	△	△	○	単独方式はコストアップ
〈9〉	災害時への対応	○	○	△	学校は避難所で迅速対応
〈10〉	施設の維持管理等	△	△	○	学校は保守・改修時難有

\*各条件で特に大きな要因と思われる箇所をマーキング(黄色)

### 3-1 芝山小学校敷地内

#### 敷地の現状分析



#### <1> 候補地の概要

学校敷地内には、校舎、体育館、プールの他に学童クラブが2棟整備されている。また、東側は、第一保育所と接している。

周辺には住宅が点在しており、南側区域では、小池地区土地区画整理事業が事業認可へ向け進捗している。

#### <2> 候補地の特長・課題について

- 第一種住居地域に指定されているため、都市計画の手続きが必要となる。
- 埋蔵文化財包蔵地内のため、確認調査が必要である。なお、遺構・遺物が発見された場合は、本調査実施の可能性がある。
- 学校への進入路は幅員が狭いため、町道の拡幅工事が必要となる。
- 給食事業関係者の車両が通学路を走行することから、交通安全対策が必要となる。
- 上水道事業は、小池地区拠点整備に合わせて給水を開始する見込みである。また、地下水については、採取規制がある。
- 区画整理事業が隣接地で進捗しており、インフラ整備について影響があるため協議が必要となる。

### 3-2 芝山中学校敷地内

#### 敷地の現状分析



#### <1> 候補地の概要

学校敷地内には、校舎、体育館、プールが整備されている。西側は、擁壁を設けて整備した大規模盛土造成地である。

北東側及び北西側には、住宅や事業所が点在している。また、西側の木戸川流域は、洪水浸水想定区域となっている。

#### <2> 候補地の特長・課題について

- 都市計画上の用途地域は無指定であるため、建築が可能である。
- 埋蔵文化財包蔵地内のため、確認調査が必要である。なお、遺構・遺物が発見された場合は、本調査実施の可能性がある。
- 建設候補地への進入路は幅員が狭い。また、西側接道は洪水浸水想定区域に含まれている。
- 給食事業関係者の車両が通学路を走行することから、交通安全対策が必要となる。
- 上水道事業は、令和10年度中に給水可能な見込みである。また、地下水については、採取規制がある。
- 北東側及び北西側は、住宅や事業所があるため騒音や臭気等について配慮が必要となる。

### 3-3 芝山工業団地公園

#### 敷地の現状分析



#### <1> 候補地の概要

公園敷地内には、野球場が整備されている。また、植栽(高木あり)が周囲に点在している。また、東側に芝山工業団地の調整池があり、西側は工業団地内道路に接している。なお、建設候補地の一部は大規模盛土造成地である。

#### <2> 候補地の特長・課題について

- 都市計画上の用途地域は工業専用地域であるため、建築が可能である。
- 埋蔵文化財包蔵地外であるため、調査の必要はない。
- 建設候補地は工業団地内道路に接している。道路拡幅等の必要はないが、進入路となる歩道の一部については改良工事が必要となる。
- 上水道事業は、令和20年度までには給水開始の見込みである。なお、現在の給食センターと同様に工業団地連絡協議会との給水に係る協定の締結が必要である。
- 野球場敷地は、西から東に向かってなだらかな傾斜地となっているが、用地内土砂の切り盛りで造成工事は対応できる見込みであり、土砂の搬入・搬出の必要はない。
- 現在の給食センター跡地を含めた総合的な土地利用計画が必要になると思われる。
- 建設候補地は、公園用地であるため例規改正等の協議が必要となる。

## イ 比較検討の結果

比較検討の結果、下記の候補地を推奨します。

### 3-3 芝山工業団地公園

#### 候補地選定の主な理由

- ・都市計画上の用途地域は、工業専用地域であるため建築可能である。
- ・文化財包蔵地外であるため、確認調査等の必要がない。計画どおりに造成工事を実施することが可能である。
- ・周囲は工場が立地していることから、騒音・臭気に関する影響は少ないと見込まれる。
- ・周辺道路は幅員が広く、給食事業関係車両の通行について支障ない。
- ・小中学校敷地内への建設は、グランド部分以外の適地はないため、候補地として適当でない。

## 4 施設整備計画・建設計画の検討

### 4-1 調理施設の配置検討

#### □敷地の現状

芝山工業団地公園の一部を新設給食センター敷地に転用します。現状は芝地及び樹木地となっています。地盤は南側及び東側調整池側に傾斜しています。

道路は西側に約12m幅員の道路に接しているのみで、アプローチは西側からとなります。公園中央付近は大規模盛土造成地で、調整池まで続いています。

#### □配置計画の主旨

- (1) 敷地位置は公園北側の既存給食センター隣接地とし、大規模盛土造成地をできるだけ避けた位置とし、災害リスクを避けます。
- (2) 接道部は南側に傾斜しているため、道路の出入口はできるだけ想定敷地南側とし、道路からの雨水流入を避けます。
- (3) 建物位置は道路からできるだけ離して(7m以上)道路側の緑化に務めます。又、大規模盛土造成地をできるだけ避けて北側寄りに配置します。
- (4) 敷地は衛生環境の保全上フェンス等を設置して区画します。
- (5) 材料搬入等エリアは道路側とし、調理ラインは西側から東側へとします。これにより配送エリアは東側からとなります。
- (6) 構内道路はできるだけ建物周囲に配置し、一方通行となるように計画します。

### 4-2 駐車場の配置検討

#### 駐車場の配置検討(従業員及び委託者数、運搬車台数、予備数等)

#### □現給食センターの現状

現給食センターの従業員用駐車場は区画線内10台他2台の計12台、配送車専用の駐車場は道路側に2台分が設置されています。材料搬入車や来客者及び見学者用の駐車場は、区画明示されているスペースはありません。

#### □駐車場計画

- (1) 来客者及び職員用駐車場は、新給食センター敷地内に合計30台(うち障がい者用1台)を確保します。
- (2) コンテナ配送車両は専用駐車場を建物に付随して設置します。  
小中学校用計2台設置します。(2トラック給食専用オートレベルリフト車程度)
- (3) 材料搬入用駐車場及び来客者用は兼用して設置します。  
混雑解消のためできるだけ時間帯をずらしての利用とします。  
米・野菜・肉・魚等用に4台設置します。(2トラック程度が駐車可能なスペース)
- (4) 見学用駐車場(普通車)は設置しませんが、バス用は1台分スペースを確保します。  
基本的には、見学者用駐車場を敷地外に確保するものとし、現在の給食センターを解体した跡地に駐車場確保が望まれます。

□配置計画図(イメージ図):4-1別図参照

### 4-3 新施設平面計画案

#### □施設計画

建物のイメージは各動線の効率化のため、平家建てとします。

- (1) 学校給食衛生管理基準に基づき、汚染作業区域と非汚染作業区域を明確に区画したものとし、ワンウェイ動線とします。
- (2) アレルギー対応室は明確な区画をします。
- (3) 材料搬入・下処理・上処理を明確に区画します。
- (4) 配送エリアと回収・洗浄エリアを明確に区画します。
- (5) その他管理エリアと食育エリアは調理室と連携できる位置とします。
- (6) 見学デッキは調理室の見える位置(北側)とします。
- (7) 玄関・材料搬入エリア、配送・回収エリア、見学デッキ上部は庇を設置します。
- (8) ボンベ庫・ポンプ室・受水槽及びキュービクルは東側に設置します。

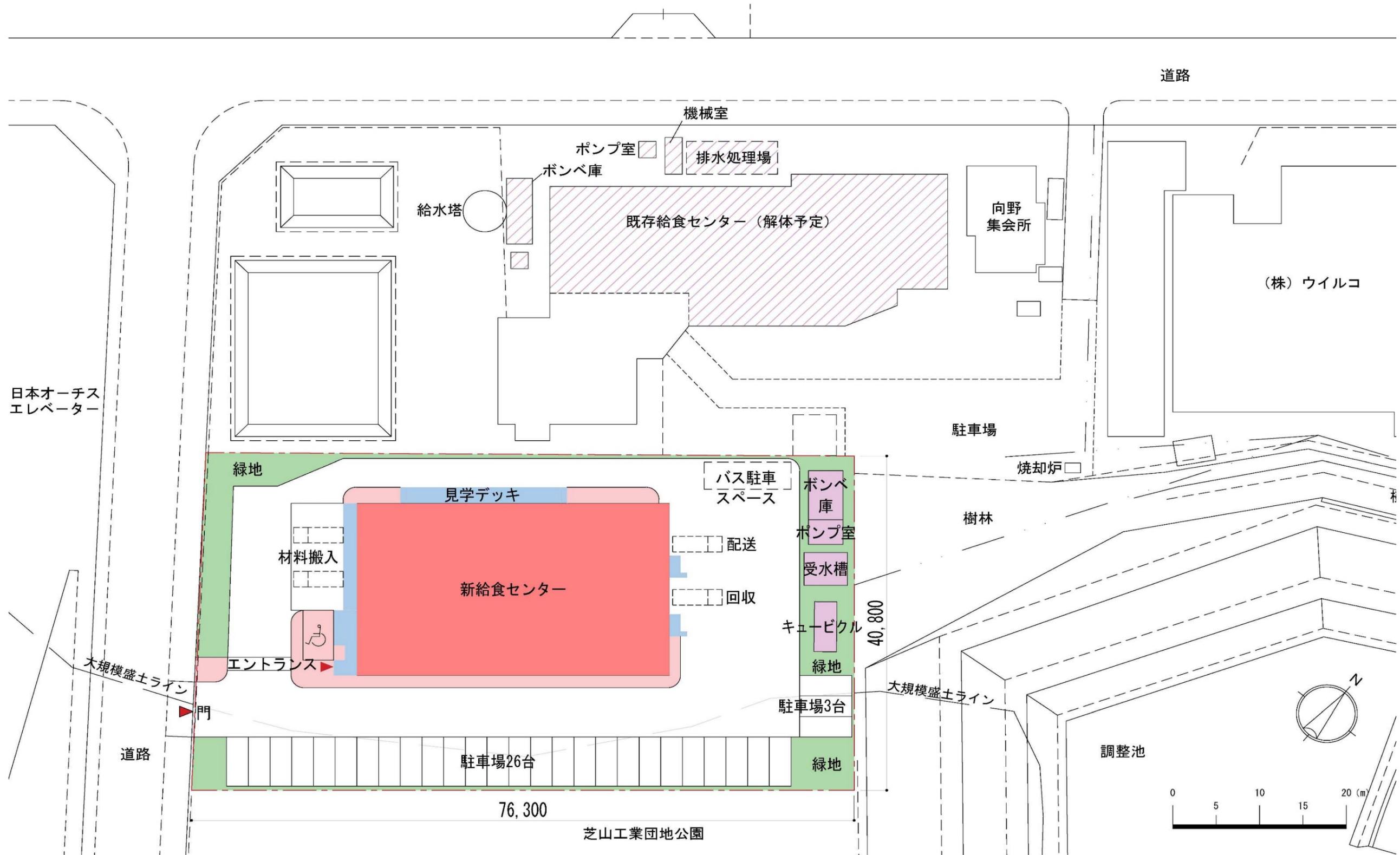
#### □構造計画

構造形式については、「鉄骨造平屋建て」を想定し、安全性、機能性、経済性に配慮した計画とします。また、安全性は、大地震後、構造の大きな補修をすることなく建物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加え、迅速な機能復旧等、十分な機能確保ができる水準とします。

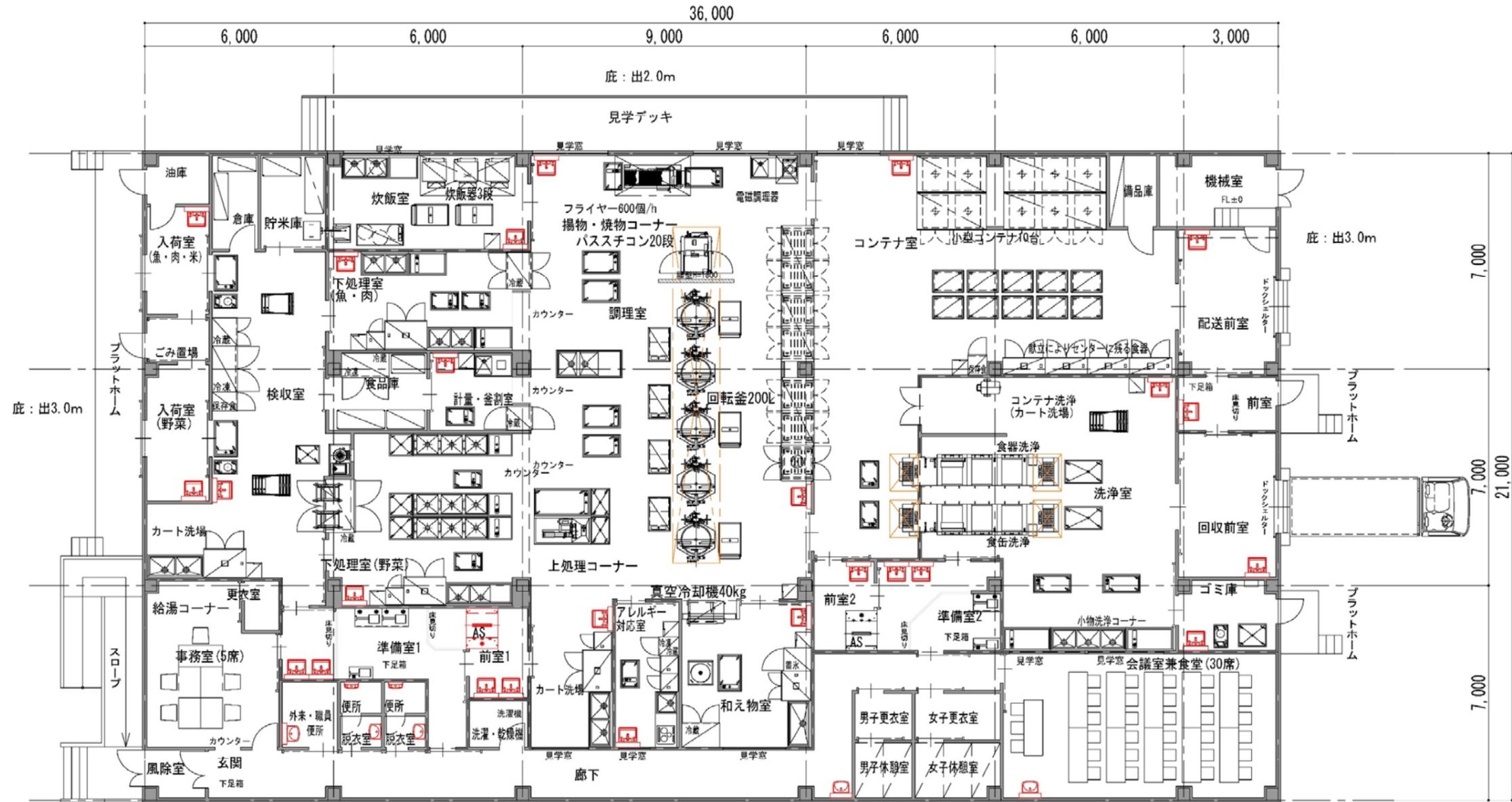
#### 耐震性能の目標

構造体	Ⅱ類	大地震後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
建築非構造部材	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

□新施設平面計画図(イメージ図):4-2,4-3別図参照



新給食センター用敷地面積：3,110㎡程度



凡例



エアシャワー



手洗器



ステンレスフード

災害用備蓄倉庫内設置機器



新給食センター延床面積：756㎡  
 建築面積：860㎡

容積率：24.3%  
 建ぺい率：27.6%



区域の凡例

- 外来・一般エリア
- 前室・準備室
- 非汚染作業区域 (加熱後)
- 非汚染作業区域 (加熱前)
- 高度清潔作業区域
- 汚染作業区域

## 5 配送計画の検討

### 5-1 建設候補地から配食校への配送計画

(配送計画・配送車両・配送ルート)

#### 5-1-1 配送計画

文部科学省の学校給食衛生管理基準では、「調理後の食品は、適切な温度管理を行い、調理後2時間以内に給食できるよう努めること。」また、「検食は、学校給食共同調理場の受配校において、あらかじめ責任者を定めて児童生徒の摂食開始時間の30分前までに行うこと。」とされています。

そのため、給食センターでの調理終了後から、90分程度で配送先に到着する必要があることを考慮して配送計画を作成します。

コンテナの積み下ろし時間を各校5分と見込みます。

学校給食衛生管理基準を踏まえ、配送時間の上限を50分と設定します。

#### 5-1-2 配送車両

配送先となる各学校の児童生徒数及び学級数を将来予測を含めて勘案し、コンテナ数と必要となる車両台数を検討しました。

各学校の最大学級数は、下記のとおりです。

区分	対 象	通常学級	特別支援学級	合 計
芝山小	1年生～6年生	12	5	17
芝山中	1年生～3年生	6	4	10
	計	18	9	27

(注)通常学級は各学年2クラスの算定とし、特別支援学級数は推定とします。

運搬は、給食専用配送車(2tトラック:内法D2.00×L3.70×H1.90m程度)とします。

配送用コンテナのサイズは、6学級用でW1.25×D0.80×H1.50m程度とします。

配送車に積載できるコンテナ数は、最大4台とします。

コンテナ数は、下記の条件とします。

区分	対 象	児童・生徒用	教職員用	合 計
芝山小	1年生～6年生	2	1	3
芝山中	1年生～3年生	1	1	2
	計	3	2	5

配送は、給食センターより各学校の配膳室までとします。

配送車両台数は、小学校1台、中学校1台の確保が必要と思われます。

### 5-1-3 配送ルート

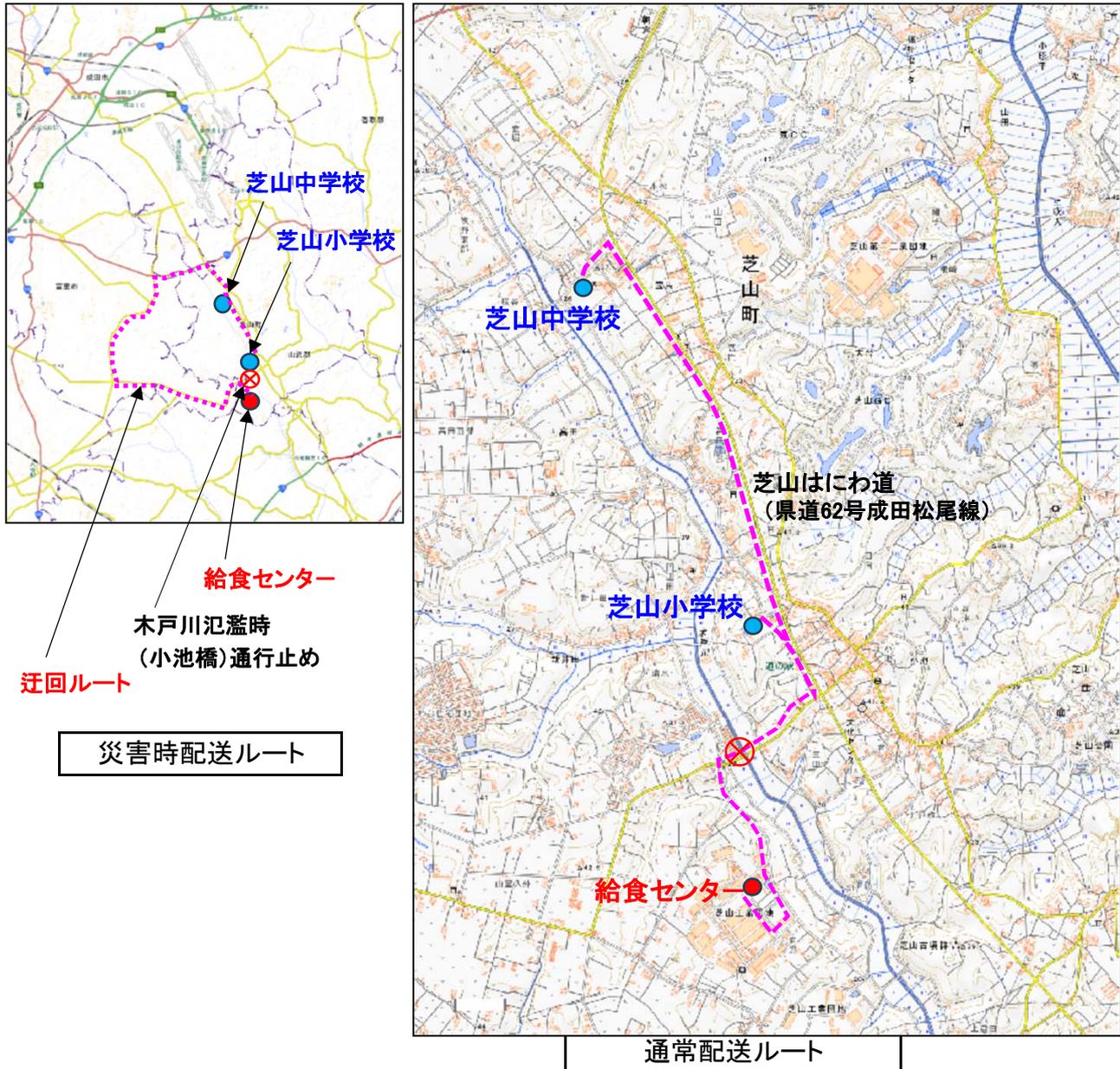
給食センターから各学校への配送ルートは、下図のとおりです。

#### □通常ルートの場合

- (1) 給食センター～芝山小学校 距離＝2.7km 時間＝ 4分
- (2) 給食センター～芝山中学校 距離＝5.3km 時間＝ 8分

#### □災害時ルートの場合(木戸川氾濫時、小池橋通行止め迂回ルート)

- (3) 給食センター～芝山小学校 距離＝18.3km 時間＝ 約37分
- (4) 給食センター～芝山中学校 距離＝15.8km 時間＝ 約32分



(注) 時間算定は通常時は時速40km、災害時は時速30kmで算定

(災害時は、災害の規模及び交通状況等によっては上記の想定時間に配送できない場合があります。)

## 6 事業手法の整理

### 6-1 整備・運営手法の整理

(PFI等民間導入の可能性)

#### 6-1-1 事業手法の概要と検討

##### (1) 事業方式等の検討

###### ① 公共施設等の整備運営事業における事業手法の動向

内閣府では、昨今の国及び地方公共団体の厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設の整備などを進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくため、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要と捉え、公共施設などの整備運営事業への積極的な民間活力導入を図るよう「PPP／PFI推進アクションプラン」(令和4年に改訂)を策定しています。

さらに、「多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するための指針」(令和3年度改訂)を定め、国や人口10万人以上の地方公共団体などは、事前に優先的な検討を行うことが求められています。また、人口10万人未満の地方公共団体においても、その指針に沿った公共施設の整備などにおける、積極的な民間活力導入を図るための検討を行うことが望ましいとされていることから、本町においても同指針に基づき官民連携手法を検討するものです。

###### ② 事業方式の概要

給食センターを整備、運営するにあたって、今後想定される主な業務として、設計、建設、建物及び設備の維持管理、給食の調理、配送業務があります。

本事業において、導入が想定される主な事業方式を整理すると次のとおりです。

###### (1) 従来方式(公設公営・公設民営)

町の資金調達により、個別発注によって設計、建設を行い、町の直営により維持管理、運営を行う方式のことです。また、一部の業務を民間事業者へ委託する場合を含む方式です。

###### (2) DBO方式

町が資金を調達し、設計・施工と維持管理・運営を別契約により包括的に民間事業者が行う方式のことです。なお、施設は公共が所有することとなります。

###### (3) PFI方式

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的に建設から維持管理・運営の全てを一括して民間事業者が行う方式のことです。

## 施設整備・管理事業手法の比較

事業方式	資金調達	施設		維持管理		運営 (調理・配送)	
		所有	建設				
従来方式	公共	公共	公共	公共	民間	公共	民間
DBO方式	公共	公共	民間	民間		民間	
PFI方式	民間	公共	民間	民間	民間		民間

事業方式	メリット	デメリット
従来方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の主導で資金調達や施設運営等について管理できる。</li> <li>・事業者の募集選定が比較的短時間で済む。</li> <li>・業務に対する指揮命令が各個人に直接行えるので、業務が速やかに行える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分離分割発注が原則であるため、民間事業者の相互協働によるスケールメリットを発揮しづらい。</li> </ul>
DBO方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計・建設の工程調節を一括して民間事業者が主導して実施することで、供用開始時期が徹底できる。</li> <li>・設計・建設の一括契約を原則としており、経費削減が期待できる。</li> <li>・公共資金調達を活用することにより、金利負担が軽減される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様発注契約と異なり、募集要項や満たすべきサービス水準の作成、参加企業の選定など、準備期間、調査・選定経費が必要となる。</li> </ul>
PFI方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計・建設の工程調節を一括して民間事業者が主導して実施することで、供用開始時期が徹底できる。</li> <li>・要求水準書等や事業契約書等において、役割(リスク)の分担が明示される。</li> <li>・設計・建設から維持管理・運営までを一括契約するため、経費削減が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様発注契約と異なり、募集要項や満たすべきサービス水準の作成、参加企業の選定など、準備期間、調査・選定経費が必要となる。</li> <li>・民間による資金調達となるため、起債に比べて金利負担が大きくなる。</li> </ul>

### 6-1-2 事業手法の検討結果

比較検討の結果、下記の事業手法を推奨します。

#### (1) 従来方式

#### 選定の主な理由

- ・施設の老朽化が著しい現状であるため、短期間での設計・建設が望ましい。
- ・発注から施設運営まで、町がすべてを確認でき、事業の推進が確実である。
- ・給食調理員を民間委託する等の方法で人件費の削減が可能である。
- ・DBOやPFI方式参入企業の水準書審査等の経費削減及び手続き期間が短縮できる。
- ・町の事業規模では、DBOやPFI方式によるコスト削減等の効果が見込めない。



## 資料1

## 芝山町の人口推移

芝山町ホームページより

4月1日現在

略語 H:平成、R:令和

年	人口	男	女	世帯	備考
H 1	8,465	4,322	4,143	2,231	
H 2	8,361	4,190	4,171	2,252	
H 3	8,618	4,376	4,242	2,341	
H 4	8,727	4,441	4,286	2,401	
H 5	8,734	4,437	4,297	2,410	
H 6	8,686	4,376	4,310	2,399	
H 7	8,683	4,386	4,297	2,427	
H 8	8,717	4,403	4,314	2,468	
H 9	8,725	4,406	4,319	2,503	
H 10	8,692	4,400	4,292	2,533	
H 11	8,656	4,372	4,284	2,582	
H 12	8,618	4,367	4,251	2,610	
H 13	8,634	4,375	4,259	2,661	
H 14	8,629	4,394	4,235	2,709	
H 15	8,650	4,384	4,266	2,759	
H 16	8,575	4,339	4,236	2,771	
H 17	8,481	4,292	4,189	2,764	
H 18	8,407	4,252	4,155	2,769	
H 19	8,342	4,217	4,125	2,789	
H 20	8,228	4,162	4,066	2,801	
H 21	8,110	4,094	4,016	2,824	
H 22	8,007	4,029	3,978	2,807	
H 23	7,932	3,990	3,942	2,823	
H 24	7,808	3,923	3,885	2,829	
H 25	7,928	3,990	3,938	2,918	
H 26	7,808	3,915	3,893	2,918	
H 27	7,643	3,846	3,797	2,909	
H 28	7,582	3,813	3,769	2,924	
H 29	7,482	3,759	3,723	2,938	
H 30	7,461	3,768	3,693	2,993	
H 31	7,301	3,711	3,590	2,973	
R 2	7,211	3,661	3,550	3,031	
R 3	7,103	3,607	3,496	3,048	
R 4	6,928	3,526	3,402	2,986	
R 5	6,883	3,498	3,385	3,050	

芝山町の児童・生徒の推移

児童数

4月1日現在

略語 H:平成、R:令和

芝山小学校

年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	うち特別支援
H 21	44	53	42	40	52	54	285	2
H 22	45	43	51	42	42	51	274	2
H 23	40	47	45	51	43	41	267	3
H 24	43	41	45	45	50	42	266	5
H 25	40	44	42	45	45	50	266	5
H 26	39	39	45	42	47	45	257	6
H 27	59	54	52	61	59	62	347	16
H 28	50	60	54	52	62	59	337	30
H 29	47	50	59	54	52	61	323	40
H 30	53	48	47	60	55	52	315	41
H 31	58	52	48	48	58	54	318	39
R 2	27	55	50	46	46	60	284	29
R 3	49	28	55	49	46	46	273	23
R 4	45	48	27	56	49	48	273	19
R 5	40	45	48	31	50	49	263	17

注.平成27年(2015年)芝山小学校・東小学校・菱田小学校が統合。

注.特別支援学級児童数は各学年数に含んでいる。

東小学校

年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	うち特別支援
H 21	9	14	9	12	17	13	74	0
H 22	9	8	14	9	13	17	70	0
H 23	11	9	8	14	8	14	64	0
H 24	8	11	9	8	14	9	59	0
H 25	11	8	11	9	8	14	61	0
H 26	9	11	8	11	9	8	56	0

注.平成27年(2015年)芝山小学校と統合。

注.特別支援学級児童数は各学年数に含んでいる。

菱田小学校

年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	うち特別支援
H 21	6	5	8	4	10	5	38	0
H 22	4	6	5	8	4	10	37	0
H 23	7	4	6	4	7	4	32	0
H 24	7	6	4	6	4	7	34	0
H 25	3	7	5	4	6	4	29	0
H 26	6	3	7	6	4	6	32	0

注.平成27年(2015年)芝山小学校と統合。

注.特別支援学級児童数は各学年数に含んでいる。

児童数
-----

芝山町立小学校合計(統合前を含む)

年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	うち特別支援
H 21	59	72	59	56	79	72	397	2
H 22	58	57	70	59	59	78	381	2
H 23	58	60	59	69	58	59	363	3
H 24	58	58	58	59	68	58	359	5
H 25	54	59	58	58	59	68	356	5
H 26	54	53	60	59	60	59	345	6
H 27	59	54	52	61	59	62	347	16
H 28	50	60	54	52	62	59	337	30
H 29	47	50	59	54	52	61	323	40
H 30	53	48	47	60	55	52	315	41
H 31	58	52	48	48	58	54	318	39
R 2	27	55	50	46	46	60	284	29
R 3	49	28	55	49	46	46	273	23
R 4	45	48	27	56	49	48	273	19
R 5	40	45	48	31	50	49	263	17

注.平成27年(2015年)芝山小学校・東小学校・菱田小学校が統合。

注.特別支援学級児童数は各学年数に含んでいる。

学級数

4月1日現在

略語 H:平成、R:令和

芝山小学校

年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	特別支援
H 21	2	2	2	2	2	2	12	2
H 22	2	2	2	2	2	2	12	2
H 23	2	2	2	2	2	2	12	2
H 24	2	2	2	2	2	2	12	2
H 25	2	2	2	2	2	2	12	2
H 26	2	2	2	2	2	2	12	2
H 27	2	2	2	2	2	2	12	3
H 28	2	2	2	2	2	2	12	5
H 29	2	2	2	2	2	2	12	6
H 30	2	2	2	2	2	2	12	6
H 31	2	2	2	2	2	2	12	6
R 2	1	2	2	2	2	2	11	5
R 3	2	1	2	2	2	2	11	4
R 4	2	2	1	2	2	2	11	4
R 5	2	2	2	1	2	2	11	3

注.平成27年(2015年)芝山小学校・東小学校・菱田小学校が統合。

注.特別支援学級数は全体学級数に含んでいない。

東小学校

年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	特別支援
H 21	1	1	1	1	1	1	6	0
H 22	1	1	1	1	1	1	6	0
H 23	1	1	1	1	1	1	6	0
H 24	1	1	1	1	1	1	6	0
H 25	1	1	1	1	1	1	6	0
H 26	1	1	1	1	1	1	6	0

注.平成27年(2015年)芝山小学校と統合。

注.特別支援学級数は全体学級数に含んでいない。

菱田小学校

年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	特別支援
H 21	1	1	0.5	0.5	0.5	0.5	4	0
H 22	1	1	0.5	0.5	0.5	0.5	4	0
H 23	1	1	0.5	0.5	0.5	0.5	4	0
H 24	1	1	0.5	0.5	0.5	0.5	4	0
H 25	1	1	0.5	0.5	0.5	0.5	4	0
H 26	1	1	0.5	0.5	0.5	0.5	4	0

注.平成27年(2015年)芝山小学校と統合。

注.特別支援学級数は全体学級数に含んでいない。

学級数
-----

芝山町立小学校合計(統合前を含む)

年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	特別支援
H 21	4	4	3.5	3.5	3.5	3.5	22	2
H 22	4	4	3.5	3.5	3.5	3.5	22	2
H 23	4	4	3.5	3.5	3.5	3.5	22	2
H 24	4	4	3.5	3.5	3.5	3.5	22	2
H 25	4	4	3.5	3.5	3.5	3.5	22	2
H 26	4	4	3.5	3.5	3.5	3.5	22	2
H 27	2	2	2	2	2	2	12	3
H 28	2	2	2	2	2	2	12	5
H 29	2	2	2	2	2	2	12	6
H 30	2	2	2	2	2	2	12	6
H 31	2	2	2	2	2	2	12	6
R 2	1	2	2	2	2	2	11	5
R 3	2	1	2	2	2	2	11	4
R 4	2	2	1	2	2	2	11	4
R 5	2	2	2	1	2	2	11	3

注.平成27年(2015年)芝山小学校・東小学校・菱田小学校が統合。

注.特別支援学級数は全体学級数に含んでいない。

生徒数・学級数

4月1日現在

略語 H:平成、R:令和

芝山中学校

年	生徒数					学級数		
	1年生	2年生	3年生	合計	うち特別支援	通常学級	特別支援	合計
H 21	72	85	78	235	7	7	2	9
H 22	75	73	84	232	5	7	2	9
H 23	75	75	74	224	5	7	2	9
H 24	56	75	75	206	-	6	2	8
H 25	57	56	75	188	1	6	1	7
H 26	68	56	56	180	2	6	1	7
H 27	55	67	56	178	6	6	2	8
H 28	59	55	67	181	8	6	2	8
H 29	56	59	55	170	5	6	2	8
H 30	59	57	59	175	7	6	2	8
H 31	49	58	56	163	6	6	2	8
R 2	51	50	58	159	5	6	2	8
R 3	60	51	50	161	10	6	2	8
R 4	52	58	54	164	16	6	3	9
R 5	47	54	60	161	10	6	4	10

注.平成27年(2015年)を基準(芝山小学校統合時合せ)

注.特別支援学級生徒数は各学年数に含んでいる。

注.特別支援学級数は全体学級数に含んでいない。

比較内容		自校方式	親子方式	センター方式
方式の概要説明		各学校内の調理場での給食を提供する (各学校で調理・管理)	親(小学)校内での調理場での給食を提供する、子(中学)校へは親校から配送により提供	センター調理場においてすべての学校の給食を調理し、配送により提供する
メ リ ッ ト	給食献立の作成	町の栄養教職員が献立を作成する 学校独自の献立が計画しやすい	町の栄養教職員が献立を作成する 小中学校両方を1回で計画し、子校へ伝えられる	町の栄養教職員が献立を作成する 全ての学校を1回で計画し、調理まで確認できる
	食材の選定	学校毎のため、地産地消など独自の食材を扱いやすい	共同調理のため、献立の種類が比較的少なくなる 大量購入により、コストが安くなる	共同調理のため、献立の種類が比較的少なくなる 大量購入により、コストが安くなる
	食材の仕入・調理	町の栄養教職員・調理師が行う 調理場一体のため、管理・確認がしやすい	町の栄養教職員・調理師が行う 親校は調理場一体のため、管理・確認がしやすい	町の栄養教職員・調理師が行う 調理場一体のため、管理・確認がしやすい
	給食の適温提供	単独校調理のため、適温提供が迅速にできる	親(小学)校調理のため、適温提供が迅速にできる 子(中学)校は保温食缶配送で適温提供が可能	全校へ保温食缶配送で適温提供が可能
	給食の配送	単独校調理のため配送不要 配送車の駐車場・事故の危険性は低い	親(小学)校は配送不要 配送車駐車場・事故の危険性は比較的低い	全校への配送方式(センター～小学校～中学校)
	給食の衛生管理	文部科学省の学校衛生管理基準(H21.4.1)による衛生管理が可能	文部科学省の学校衛生管理基準(H21.4.1)による衛生管理が可能	文部科学省の学校衛生管理基準(H21.4.1)による衛生管理が可能
	食中毒等への影響範囲	各校のみ(該当校以外は継続可能)	—	—
	食物アレルギーへの対応	各校にアレルギー対応専用室を設置すれば可能 学校の状況により迅速に対応できる	親校にアレルギー対応専用室を設置すれば可能だが、共通設置のため、コストは削減される	全校用にアレルギー対応専用室を設置すれば可能、衛生管理・コスト削減上望ましい
	配膳・片付け・児童生徒への指導	単独調理のため、独自の指導が可能 教師との指導連携も取りやすい	親(小学)校は左記に同じ指導 子(中学)校は右記に同じ指導	コンテナ・食缶方式のため、共通の指導でよい 残食・衛生面は今まで通りの指導でよい
学校との連携(栄養士等)・食育	栄養教職員と学校の連携が密になり食育推進が図れる 児童・生徒と調理員の接する機会が増える	親校は、栄養教職員と学校の連携が密になり食育推進が図れる	全校とも、訪問やSNS等によりカバーすることが可能 センターに見学施設等設置で改善の可能性あり	
デ メ リ ッ ト	給食献立の作成	小中両方の意見を聞いて献立を作成する必要がある	ライン等の制約で独自の献立が困難な見込み	小中学校全ての献立を作成する
	食材の選定	単独学校毎のため、独自献立の場合、他方式に比較するとコストが高めになりやすい	共同調理のため、独自の食材を扱いにくい (大量の場合、地産地消食材が入手しにくい)	共同調理のため、独自の食材を扱いにくい (大量の場合、地産地消食材が入手しにくい)
	食材の仕入・調理	小中学校両方に調理人員が必要で、人員不足の場合は調理を民間へ委託する必要がある	子(中学)校は調理人員不要だが、人員不足の場合は調理を民間へ委託する必要がある	調理人員不足となる予想大、調理を民間へ委託する必要がある
	給食の適温提供	—	—	—
	給食の配送	—	子(中学)校は配送が必要:小学校～中学校 配送車の駐車場は必要	配送車用駐車場の確保が必要 事故の危険性の低い配送ルートを検討
	給食の衛生管理	—	—	—
	食中毒等への影響範囲	—	全校に影響	全校に影響
	食物アレルギーへの対応	各校設置のため、最もコストアップする 食材の混入管理が必要	コストアップする 食材の混入管理が必要	コストアップする 食材の混入管理が必要
	配膳・片付け・児童生徒への指導	独自調理のため、指導変更の場合あり 残食・衛生面に教師の指導負担が増	—	—
学校との連携(栄養士等)・食育	栄養教職員等の人員増又は労働時間が増える可能性がある	子校は訪問又はSNSなどで連携する必要がある	全校とも栄養教職員と学校の連携は希薄になりがちである	

(注) 1.—はメリット・デメリットと同じ内容で、コメントがないことを示します。

比較内容		芝山小学校敷地内 (新井田63)	芝山中学校敷地内 (高田239-1)	芝山工業団地公園 (小池2700-52)	備考
候補地の概要説明		学校敷地内に学童クラブ、隣接して保育所あり、町中心部及び幹線道路に近接。周囲は一部住宅があるが、畑が多く閑静である	学校敷地内には他用途施設無し、町のほぼ中心部にあり幹線道路に近接。周囲に住宅無く畑が多く閑静である、ただし北東部に乗馬クラブがある	現給食センターの南側隣接地で芝山工業団地公園内、現野球場の一部を新施設用地として利用する。周囲は静かな工場でも広い	
メ	立地条件(周辺環境)	町中心部及び幹線道路に近接している、周囲は一部住宅があるが、畑が多く閑静である	幹線道路に近接している、周囲は住宅がほぼなく畑が多く閑静。西側は高い擁壁となっている	工業団地内幹線道路に近接している、周囲は住宅無く、東側は調整池となっている	小中学校は埋蔵文化財包蔵地内 工業団地公園内は計画により造成必要
	都市計画(法令制限等)	—	許可申請は不要	許可申請は不要	給食センターの用途は工場扱いで、自校(単独)方式調理室は学校用途となる
リ	将来計画の影響	大規模改造等の計画あり、改造に合せた計画とする	学校は現状維持計画で、都市計画上も計画拠点とはなっていない	老朽化により建替え予定 (都市計画拠点とはなっていない)	
	敷地の規模・余裕等	学校敷地内には余裕が少ない	学校敷地内への給食センター建設は、グラウンドの一部がよい	公園敷地の必要分を利用するので、工業団地内規約に従えば自由に配置可能	
ッ	インフラ関係	全て新設、将来学校を含めた改修をすれば経済的である	全て新設、将来学校を含めた改修をすれば経済的である	全て新設、給水は給水塔より協定変更可、排水は町要綱等に準じて新設	町簡易水道事業は令和10年度以降順次供給予定、現給食センター給水は20m <sup>3</sup> /日供給
	給食の配送ルート関係	幹線道路から近く時間短縮につながる、災害時も「はにわ道」で中学校に供給できる	幹線道路から近く時間短縮につながる、災害時も「はにわ道」で中学校に供給できる	災害時以外は幹線道路を利用でき、混雑時は迂回ルートも可能	
ト	給食の食育指導環境等	学校敷地内の為、随時直接施設見学が可能で食育指導に適している環境である	学校敷地内の為、随時直接施設見学が可能で食育指導に適している環境である	公園も隣接しており開放感あふれる環境である 栄養士もおり食育指導一括管理しやすい	食育広報活動はSNSなども活用
	衛生環境(HACCP)等	施設見学等で児童の衛生管理教育を随時行いやすい	施設見学等で児童の衛生管理教育を随時行いやすい	児童・生徒との接触機会が少なく衛生環境の維持保全に優れている	文部科学省の学校衛生管理基準(H21.4.1)による衛生管理できる施設・設備を設ける
ト	調理機器・設備	単独方式の場合、独自の調理機器設置でよい(親子方式の子の場合、現状と同じ)	単独方式の場合、独自の調理機器設置でよい(親子方式の子の場合、現状と同じ)	調理機器・設備は1カ所集約の為コストが安く、維持管理・改修がしやすい	各学校献立により必要な調理機器・設備を設置
	災害時への対応	学校が災害避難所に指定されており、炊き出し等が迅速に行える	学校が災害避難所に指定されており、炊き出し等が迅速に行える	同一大量の調理が可能で災害時管理がしやすく、公園隣接に付緊急避難場所も可能	
	施設の維持管理等	学校敷地内の為、場合により学校と共同維持・管理も可能	学校敷地内の為、場合により学校と共同維持・管理も可能	工業団地内の為、改修工事や機器入れ替えなどの際、周囲に与える影響が少ない	親子方式・センター方式の場合は用途異なるので共同管理は難しい
デ	立地条件(周辺環境)	敷地北西部は大規模盛土造成地で端部滑り変形成定あり。地震にやや揺れやすい地盤	敷地南北西部は同左。 乗馬クラブ側は騒音や臭いに不適な環境	敷地予定部は大規模盛土造成地で端部滑り変形成定あり。地震には揺れにくい地盤	大規模盛土造成地宅地カルテ・芝山町ゆれやすさマップより
	都市計画(法令制限等)	給食センター方式の場合は建築基準法の許可申請が必要、日影規制あり、土地区画事業関連あり	西側設置の場合は千葉県建築条例(がけ)を考慮	公園分筆の場合、公園関係法適合必要	給食センターの用途は工場扱いで、自校(単独)方式調理室は学校用途となる
メ	将来計画の影響	大規模改造等の計画あり、メイン入口が狭い(仮設校舎)	小学校を中学校敷地に移転する場合は、給食センター設置は中学校に設置が望ましい	老朽化により建替え予定 (都市計画拠点とはなっていない)	
	敷地の規模・余裕等	学校敷地内への給食センター建設は狭くなるので、敷地の拡張も検討が必要	給食センター設置する場合、グラウンドが狭くなり、アプローチもしにくい	敷地規模は支障ないが、既存施設解体も含めた外部動線を検討する必要がある	
リ	インフラ関係	全て新設が必要(電気給排水ガス)、又、土地区画整理事業により接続等影響のおそれあり	全て新設が必要(電気給排水ガス)	同左。給水は給水塔(現協定20m <sup>3</sup> /日供給)、井戸は禁止。排水は町要綱等に準じて新設	
	給食の配送ルート関係	幹線道路からのアプローチは通学路兼用となり事故の危険性がある。幹線は渋滞が予想される	正門からのアプローチは通学路兼用で事故の危険性があり、南西側は木戸川浸水のおそれあり	木戸川浸水時は配送先への最短ルートが断たれ、高架の国道296号線へ迂回する	
ッ	給食の食育指導環境等	HACCP非汚染エリアや作業・配送等の動線と交錯しないような計画が必要	HACCP非汚染エリアや作業・配送等の動線と交錯しないような計画が必要	学校とは離隔しているため、センターに児童・生徒が来るか栄養士等が出向く必要がある	
	衛生環境(HACCP)等	児童と接しやすい環境で、非汚染エリアとの区画の衛生管理指導が難しい	生徒と接しやすい環境で、非汚染エリアとの区画の衛生管理指導が難しい	児童・生徒への衛生指導が少なくなる恐れがある	
ト	調理機器・設備	単独方式の場合は各学校に機器・設備が必要でコストがかなり高く、親の場合は調理場必要	単独方式の場合は各学校に機器・設備が必要でコストがかなり高く、親の場合は調理場必要	工業団地内インフラ規約に見合った機器の選定を検討する必要がある	学校親子方式の場合はラインが増加する可能性あり
	災害時への対応	学校は教育の場の為、長期の避難滞在用場所としては難しい	学校は教育の場の為、長期の避難滞在用場所としては難しい	学校等避難所へはすべて配送となる	
	施設の維持管理等	明確な管理保守点検区分が難しく、人員増加必要。改修工事の騒音等が授業の妨げとなる	明確な管理保守点検区分が難しく、人員増加必要。改修工事の騒音等が授業の妨げとなる	工業団地内規約に従う	

(注) 1. —はメリット・デメリットと同じ内容で、コメントがないことを示します。

2. 現在は芝山工業団地内の給食センター(芝山工業団地公園隣接)より、小中学校全2校に給食を配送している[給食センター方式]。

比較内容		芝山小学校敷地内 (新井田63)	芝山中学校敷地内 (高田239-1)	芝山工業団地公園 (小池2700-52)	備考
候補地の概要説明		学校敷地内に学童クラブ、隣接して保育所あり、町中心部及び幹線道路に近接、周囲は一部住宅があるが、畑が多く閑静である	学校敷地内には他用途施設無し、町のほぼ中心部にあり幹線道路に近接、周囲に住宅無く畑が多く閑静である、ただし北東部に乗馬クラブがある	現給食センターの南側隣接地で芝山工業団地内、現野球場の一部を新施設用地として利用する、周囲は静かな工場で道路も広い	
適	都市計画法(第29条)開発行為	該当しない(法令内容に準じる必要検討) (法第29-1-3)(令21-1-26)町が設置する設置する建築物で、区域内外の土地利用・環境保全に支障ないもの	該当しない(法令内容に準じる必要検討) (法第29-1-3)(令21-1-26)町が設置する設置する建築物で、区域内外の土地利用・環境保全に支障ないもの	該当しない(法令内容に準じる必要検討) (法第29-1-3)(令21-1-26)町が設置する設置する建築物で、区域内外の土地利用・環境保全に支障ないもの	芝山町宅地開発指導要綱(1000㎡以上に適用)第4条:都計法第29条第1項に掲げるものを除く(審査:1ha未満は成田土木、1ha以上は県都市計画課)
	都市公園法、同施行令 芝山町公園の設置及び管理に関する条例	—	—	町公園の設置基準(芝山工業団地公園)公園用地の変更が必要(上記基準検討共)	町条例は都市公園法(同令)の基準に準じる(令第1条の2、第2条)、(法第4条第1項)、(法4条第1項但し書き:令第6条第2項)、(令第8条第1項)
用	芝山町残土条例 (千葉県残土条例は除外)	(盛土必要なし、敷地内残土転用)	(盛土必要なし、敷地内残土転用)	(盛土必要なし、敷地内残土転用)	芝山町土砂等埋立て等規制条例(第7条:300㎡以上許可申請必要、(1)町が行う事業を除く)(第16条:土砂等の搬入の届出)(規則第2条:安全基準→別表1土質試験)
	宅地造成及び特定盛土等規制法 (盛土規制法)	現在規制対象外 許可(届出)対象行為対象外と推測 (敷地内は許可対象となる切盛土発生しない)	現在規制対象外 許可(届出)対象行為対象外と推測 (敷地内は許可対象となる切盛土発生しない)	現在規制対象外(規制に準じた造成法を検討) 許可(届出)対象行為 崖:盛土H>1m、切土H>2m、盛切土H>2m 盛土:H>2m、盛切土:面積>500㎡	宅地以外の森林・農地・その他土地も含まれる(令和5年5月26日施行) ※規制区域は現在基礎調査中、旧宅地造成等規制法が適用(県)→芝山町は規制区域外
検	同上 大規模盛土造成地の変動	大規模盛土造成地の指定なし	南西及び北西道路側は腹付け型大規模盛土造成地に指定(盛土H≧5m)	南側は谷埋め型大規模盛土造成地に指定(盛土面積≧3000㎡)	現在、造成宅地防災区域の指定なし(県) 大規模盛土造成地の変動予測調査済(町)
	工場立地法	主要用途は単独調理・センター方式の場合は適用外 親子方式の親の場合は工場立地法適用を確認要(日本標準産業の分類は76000603学校用飲食サービス業)	主要用途は親子の子・センター方式の場合は適用外	主要用途は工場となり、工場立地法適用を確認要(日本標準産業による分類は76000603学校用飲食サービス業)	主要用途:学校給食調理場は学校、給食センターは工場扱い 特定工場届出対象:敷地面積≧9000㎡又は建築面積≧3000㎡
討	騒音・震動規制法、千葉県環境保全条例、芝山町公害防止条例 (地下水採取規制)	用途地域:第1種住居地域 騒音防止基準:8:00~19:00→60dB以下 震動防止基準:8:00~19:00→60dB以下 特定施設・特定建設作業の詳細検討要(届出)	用途地域:無指定 騒音防止基準:—(対象外) 震動防止基準:—(対象外)	用途地域:工業専用地域 騒音防止基準:8:00~19:00→70dB以下 震動防止基準:—(対象外) 特定施設・特定建設作業の詳細検討要(届出)	特定施設:町条例規則別表1、特定作業:町条例規則別表2、特定建設作業:町条例規則別表3、規制基準:町条例規則別表4 町地下水採取規制:吐水口>6cmは申請・届出
	文化財保護法 (埋蔵文化財)	包蔵地:小池麻生遺跡内(小池上人塚古墳群内)場合により、遺跡発掘調査を行い保存が必要な場合は、建築物の位置移動が必要	包蔵地:鍛冶作台遺跡(敷地半分以上)場合により、遺跡発掘調査を行い保存が必要な場合は、建築物の位置移動が必要	包蔵地:—(該当なし)	芝山町 埋蔵文化財に係る事務手続きの流れ 町の事業:法94、95、97~101条参照 包蔵地参照:ちば情報マップ(県)
対	土地区画整理法	小学校接道部分が事業区域にあたる。 →インフラの無電柱及び都市ガス化(接続有無)に伴い町事業費に影響する →土地区画整理事業決定後実施の可能性あり	事業区域:—(該当なし)	事業区域:—(該当なし)	芝山町 小池地区土地区画整理事業(令和8年度施行予定:都市計画に基づく市街地整備約16.0ha)
	下水道法(同令) 芝山町下水道条例 水質汚濁防止法 ダ イキ シ ン 類 対 策 特 別 措 置 法	公共下水道既整備区 土地区画整理事業内容により変更の可能性あり 特定施設確認必要(延床面積)及び除外施設の設置	公共下水道既整備区 特定施設確認必要(延床面積)及び除外施設の設置	公共下水道既整備区 特定施設確認必要(延床面積)及び除外施設の設置	共同調理場延床面積≧500㎡は水質汚濁防止法特定施設に該当、廃棄物焼却炉(火床面積≧0.5㎡又は能力≧50kg/h)設置の場合規制あり(ダ イ キ シ ン 法)
象	水道法 (芝山町簡易水道事業)	小池地区土地区画整理事業に合せて給水予定(現在井戸水)	令和10年度中給水予定(現在井戸水)	令和20年度までに給水予定(現在井戸水)	芝山町上水道は現在未整備、町営水道事業許可後給水開始予定
	水防法(洪水浸水想定区域) 河川法	—(洪水浸水想定区域外) 西側木戸川沿い浸水の可能性	—(洪水浸水想定区域外) 西側道路・擁壁まで浸水の可能性	—(洪水浸水想定区域外) 周辺道路浸水なし:役場方面と分断される	木戸川水系(想定最大規模)
	建築基準法 (全域都市計画区域内)	第一種住居地域、建ぺい/容積率=60/200、道路・隣地斜線あり、日影規制あり	無指定地域、建ぺい/容積率=60/200、道路・隣地斜線あり、千葉県条例(かけ)を考慮	工業専用地域、建ぺい/容積率=60/200、道路・隣地斜線あり	法第22条指定区域:町全域 延面積合計>1000㎡の場合は県建築条例第5条(敷地と道路)適用

(注) 1.上記は敷地選定に関すると思われる主な関係法令を示します。

### 資料3-3

### 給食に関する法令等(建設候補地選定に掲げるもの以外)

1 学校教育法	学校(小学校・中学校等)の設置に関する法令
2 学校保健安全法	学校における児童生徒及び職員の健康の保持増進を図るための法令
3 学校給食法	学校給食及び給食を活用した食の指導実施に必要な事項を定め、普及充実及び食育の増進を図る法令
4 食品衛生法	食品の飲食によって生ずる危害の発生を防止し、安全性を確保するための法令[2020.6月よりHACCPに基づく衛生管理が義務化]
5 食品リサイクル法	(食品循環資源の再利用等の促進に関する法律)食品再生利用・廃棄物抑制及び減量に関する法令
6 労働安全衛生法	職場における労働者の安全と健康の確保、快適な職場環境の形成促進のための法令
7 バリアフリー法	(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)移動・施設の利用上の利便性及び安全性の向上性を図る等の法令
8 大気汚染防止法	工場や事業場からの排出される汚染物質を環境基準以内に規制するための法令
9 悪臭防止法	工場や事業場からの排出される悪臭を環境基準以内に規制するための法令
10 土壌汚染対策法	土壌汚染状況の把握、汚染による健康被害防止措置等の実施により国民の健康保護を目的にした法令
11 建築物衛生法	(建築物における衛生的環境の確保に関する法律)多数の使用(利用)建築物の維持管理の環境衛生事項を定め、公衆衛生の向上増進に資する法令
12 廃棄物処理法	(廃棄物処理及び清掃に関する法律)廃棄物の処理・保管・運搬・処分等を定めた法律
13 浄化槽法	公共用水域等の水質保全等のため、浄化槽によるし尿・雑排水の適正な処理と生活環境の保全のための法律
14 消防法	火災の予防・警戒・鎮圧し、国民の生命・身体・財産を保護して社会公共福祉の増進に資するための法律
15 景観法	都市・農村漁村等の良好な景観を形成を促進するための法律[芝山町も令和5年4月12日施行:県基準]
16 屋外広告物法	良好な景観形成・風致の維持、公衆危害防止のため広告表示・設置と維持・屋外広告業に必要な規制基準を定めた法律
17 農地法	農地の権利移動や転用の制限、利用関係の調整、遊休農地に関する措置等を定めた法律
18 資源有効利用促進法	(資源の有効な利用の促進に関する法律)循環型社会を形成していくために必要な3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組を総合的に推進するための法律
19 省エネ法	(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律)燃料や熱、電気等の燃料資源を合理的に有効利用し、無駄な消費を抑え経済の健全な発展のための法律
20 建設リサイクル法	(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)特定建設資材に係る分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための法律
21 環境契約配慮法	(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律)公共機関が契約の際、環境性能を含め総合的に評価するための法律
22 グリーン購入法	(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)循環型社会形成を目指し国等が率先して環境物品を優先的に購入するための法律
23 建設業法	建設業を営むものの資質の向上、建設工事の請負契約の適正化を図ることにより、適正な施工確保・発注者や下請建設業者保護するための法律
24 不動産登記法	建物や土地などの不動産の場所や内容の表示、権利を公示するための登記について定めた法律
25 航空機騒音防止法	(公共用飛行場周辺における航空機騒音による傷害の防止等に関する法律)航空機騒音により生じる障害の防止、損失補償のための措置等を規定した法律
26 電気事業法	電気事業の運営の適正・合理化、電気工作物の工事・維持・運用に関する規制を定めた法律
27 液化石油ガス法	(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)一般消費者等の保安に関する部分の規制を定めた法律
28 高圧ガス保安法	高圧ガスによる災害防止のため、製造・貯蔵・販売・移動・消費・廃棄等の取扱い及び消費、容器製造等を規制する法律

### 給食に関する条例等(建設候補地選定に掲げるもの以外)

1 千葉県建築基準法施行条例	建築基準法の県による条例の付加規定(がけ、敷地と道路、特殊建築物、日影規制等)
2 芝山町宅地開発指導要綱	宅地開発事業関係法令の付加規定(道路、排水、消防水利、緑地等)

## 資料4

### 参考図書

- 01 第5次芝山町総合計画(令和3年3月) 芝山町
- 02 芝山町学校教育施設等のあり方検討(令和元年8月) 芝山町教育委員会  
芝山町公共施設等総合管理計画(令和4年3月改訂) 芝山町
- 03 成田空港周辺の地域づくりに関する「実施プラン」別冊 施策作業編 令和3年度版  
(成田空港に関する四者協議会)
- 04 芝山町の人口ビジョン(改訂版)及び第2次芝山まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 05 芝山町人口・世帯数一覧(町ホームページ)
- 06 芝山町定員管理適正化計画(修正案H31.4.12)
- 07 芝山町都市計画マスタープラン(都市計画図)
- 08 芝山町公共施設配置図(H29.3)
- 09 大規模盛土造成地マップ(芝山町2)
- 10 芝山町下水道計画図
- 11 芝山町計画給水区域
- 12 埋蔵文化財包蔵地(千葉県情報マップ)
- 13 芝山町地域防災計画(町ホームページ)
- 14 芝山町指定避難場所(町ホームページ)
- 15 芝山町全域ハザードマップ(浸水:町ホームページ)
  
- 16 芝山町ゆれやすさマップ(町ホームページ)
- 17 緊急輸送道路 千葉県成田土木
- 18 芝山工業団地土地利用等に関する覚書
- 19 芝山工業団地給水施設及び管理等に関する協定書